このうち７箇所についてはいずれもトンネル区間にあり、埋蔵文化財に影響を与えない地下を掘削することから、工事によって当該埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれはないとされている。起業者は、今後、残る３箇所についても同教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、既に供用済み又は供用予定である圏央道の他の区間等と連絡することなどにより、首都圏における広域的な高速交通ネットワークを形成することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、横浜市区間、鎌倉市区間及び藤沢市区間のいずれの区間も、平成12年７月４日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、神奈川県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は交通混雑が発生していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。さらに、大規模災害時の緊急輸送路としての役割も期待される。

また、圏央道沿線の自治体の長からなる首都圏中央連絡自動車道建設促進会議等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県横浜市栄区役所、同市戸塚区役所、鎌倉市役所及び藤沢市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋、字相ノ田及び字株ケ下地内

神奈川県横浜市戸塚区小雀町字大面、影取町字景取、字影取、字鉄砲宿及び字向川久保並びに東俣野町字南町地内

神奈川県鎌倉市関谷字石原谷戸、字東正院、字中道、字島ノ神及び字向川久保地内

神奈川県藤沢市大鋸字外原、字大清水、字小清水及び字谷、西富字膳棚、字岸及び字西原、西富二丁目、白旗一丁目、花の木、稲荷一丁目、本藤沢一丁目、本藤沢二丁目、藤沢一丁目、藤沢二丁目、藤沢三丁目、藤沢四丁目、藤沢五丁目、城南三丁目、城南四丁目並びに大庭字原地内

○国土交通省告示第千三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年十月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢、字三本松、字清戸及び字清戸奥並びに釜利谷東五丁目地内

神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目、庄戸四丁目、上郷町字庄戸、字神戸、字野七里及び字中島、野七里一丁目、上之町、桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢及び字中谷、笠間町字扇子田、飯島町字滝ケ久保、字久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷、字峯、字堀ノ内及び字堤地内

神奈川県横浜市戸塚区小雀町字丸山、字殿谷ツ、字殿ケ谷及び字堤ケ谷、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿一丁目、深谷町字ヲトリハ並びに汲沢町字吹上ケ地内

２　使用の部分　神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢、字三本松、字清戸及び字清戸奥地内

神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目、庄戸四丁目、野七里一丁目、上郷町字神戸、字野七里及び字中島、上之町、犬山町、桂台南一丁目、桂台南二丁目、桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢、字中谷、字平台及び字椎郷、笠間五丁目、笠間四丁目、小菅ケ谷二丁目、笠間町字扇子田、小菅ケ谷町字大坪、飯島町字滝ケ久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷及び字峯地内

神奈川県鎌倉市岩瀬字上土腐、字下土腐及び字平島地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県横浜市金沢区釜利谷町地内の釜利谷ジャンクションから同市戸塚区汲沢町地内の戸塚インターチェンジ（仮称）までの延長8.9㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、一般国道の新設については、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当すること、また、高速道路株式会